

岡山市西大寺一宮

育苗公園発掘調査現地説明会資料

主催 岡山市教育委員会・岡山市遺跡調査団

〔 1 〕 公園用地内の調査

この調査は市建設局緑と花課からの委託により市教育委員会文化課が実施しているものである。

- 1 調査期間 昭和52年5月16日～約2ヶ月の予定
- 2 調査面積 約200m²
トレンチ（試掘溝2m×5m）約20本
- 3 調査法 公園予定地内にトレンチを設定し、予定地の部分的な発掘調査を実施する。
- 4 調査の目的 公園予定地内に認められる土器散布の状況から、予定地内の遺跡の存在が予想されたためトレンチ調査によって、遺跡の性格、構造等を明らかにして、公園計画立案の参考資料にすると共に、その記録保存を図ろうとするものである。

〔 2 〕 発掘調査による成果

- 1 遺跡の種類 水田遺構、中世館遺構、埋葬遺構
- 2 遺跡の時期 中世前半（鎌倉時代～室町時代初期）
12世末（約700年前）～15世紀（約500年前）頃にかけて
- 3 遺構の状況

イ 西大寺一宮育苗公園遺跡（仮称）

公園予定地は、牛窓千手西谷に源を發する奥深い谷が宮城山（別名鶴山）西北部において急に開ける手前の部分に位置し、谷尻部分に形成された六万坊池、金ヶ坪池を水源とする谷水田を取りこむように計画されている。

この谷の南北両山裾部分には、県道橋詰・千手線と農道が走り、谷底部分は段々状に水田が形作られている。

この公園予定地内には、中世土器を中心として石器等の散布が濃厚に認められた。また、予定地周辺部には横穴式石室を持つ後期古墳数基が存在し、この地に遺跡の存在を推定するに十分な資料が認められた。

ロ 確認された遺構

水田遺構

公園予定地の谷底部分にあたる東西道路の予定地に入れた各トレンチ（E1～E7）では、この地が水田に開発されて以来の水田土壌が何層にもわたって認められた。各トレンチの最下層の地山（青灰色砂層で無遺物層）直上には10～20cmの厚さで灰色～黒色の粘質土層が人為的に形成され、この土層が最初水田に伴う床土（はがね土）と推定される。

トレンチ最下層の水田遺構は、その形成時期を流入埋土中の土器片や、各トレンチの所見の在り方等からして、鎌倉期の所産と推定された。

このように公園予定地を中心としたこの谷に開発の手が、おそくとも鎌倉初期にはすでに始まっていたと推察される。

E4トレンチ東断面柱状図

(単位: cm)



館遺構

予定地の中央北端部分と近接の山裾には、古くから殿屋敷と称する地名が残されていた。

江戸中期の元文二年(1737)に編纂された備前藩の地誌『備陽国誌』にはすでに「藤井孫次郎惟景・元享以前の人 鹿忍の庄の下司とあり、藤井村の人なり、宅地の跡を殿屋敷と言う今は畑となる。」と記され、当時すでにそのように称されていたことがわかる。

予定地内で殿屋敷の小字が残った部分にトレンチを入れた結果、捨石状の石組遺構が検出された。この石組遺構は、伴出する土器から鎌倉前半期の構築と断定された。遺構の規模や立地の在り方からして、この捨石状遺構は、山寄せ形式の館の土留めの役割を果たすとともに館前面(南面)を画する意味を持っている。

今回の調査で確認された館跡は、おそらく安仁神社文書や弘法寺文書に散見される藤井氏一族(中世武士)の館跡と推定される。

埋葬遺構

予定地内南西部分に位置する舌状旧領の裾部には、穴状遺構(Pit)が検出され、遺構の在り方からして埋葬施設と推定された。Pit内からは若干の土器片が検出され、その年代観からすれば中世の遺構と考えられる。また、遺構の検出された層位関係からもこのことが矛盾しない。

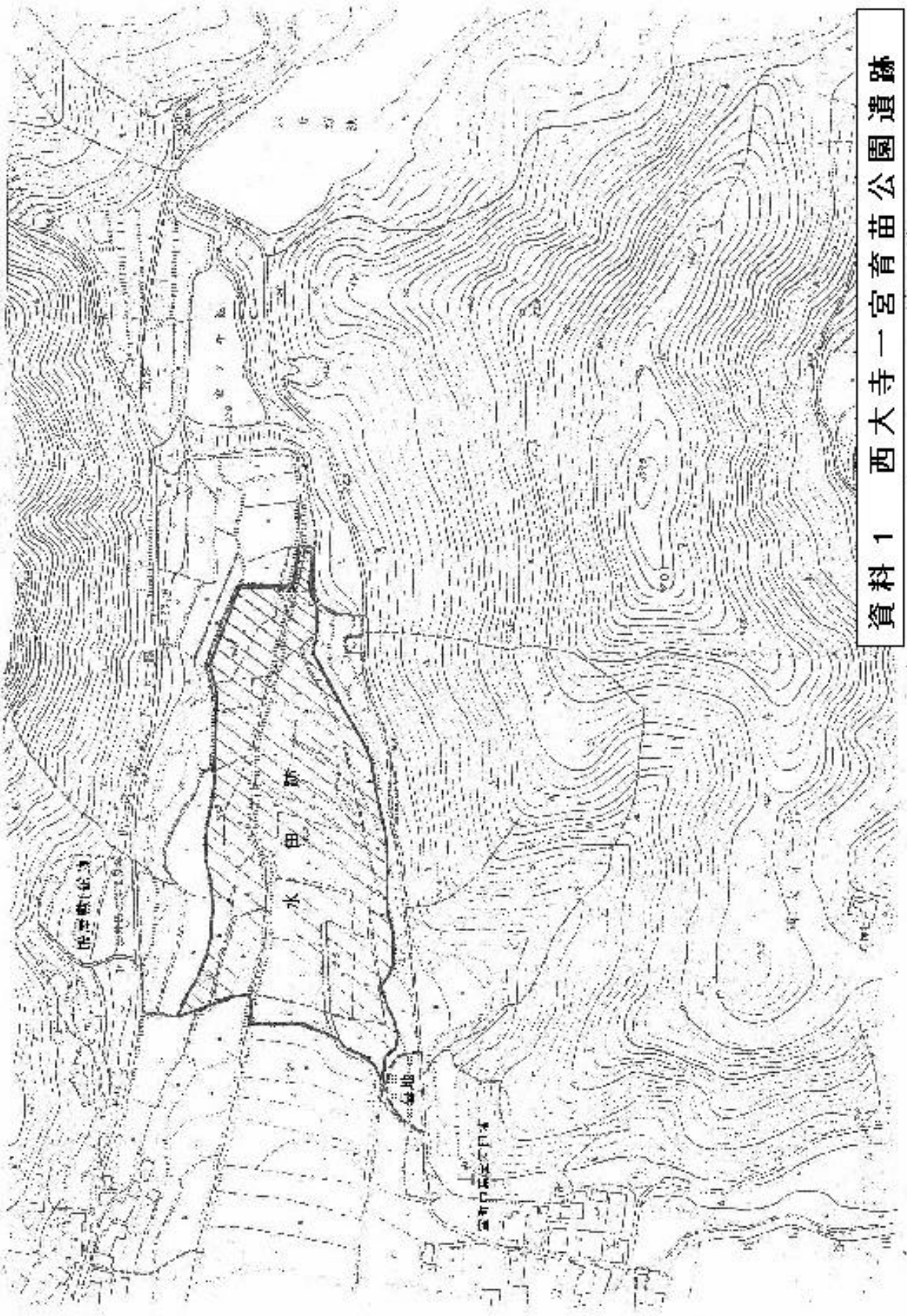
八 まとめ

今回の発掘調査で確認された中世の館遺構と水田遺構は、この地方における中世武士(開発領主)の生活区域(館)と生産の場所(水田跡)が統一してとらえられたことにある。そして、鎌倉期の新興武士団が開発主体者となって、水田を新しく開発しつつ、開発領主として生長してゆく姿が、文献資料と考古学的資料の統一的研究によって明確にされていくことにある。

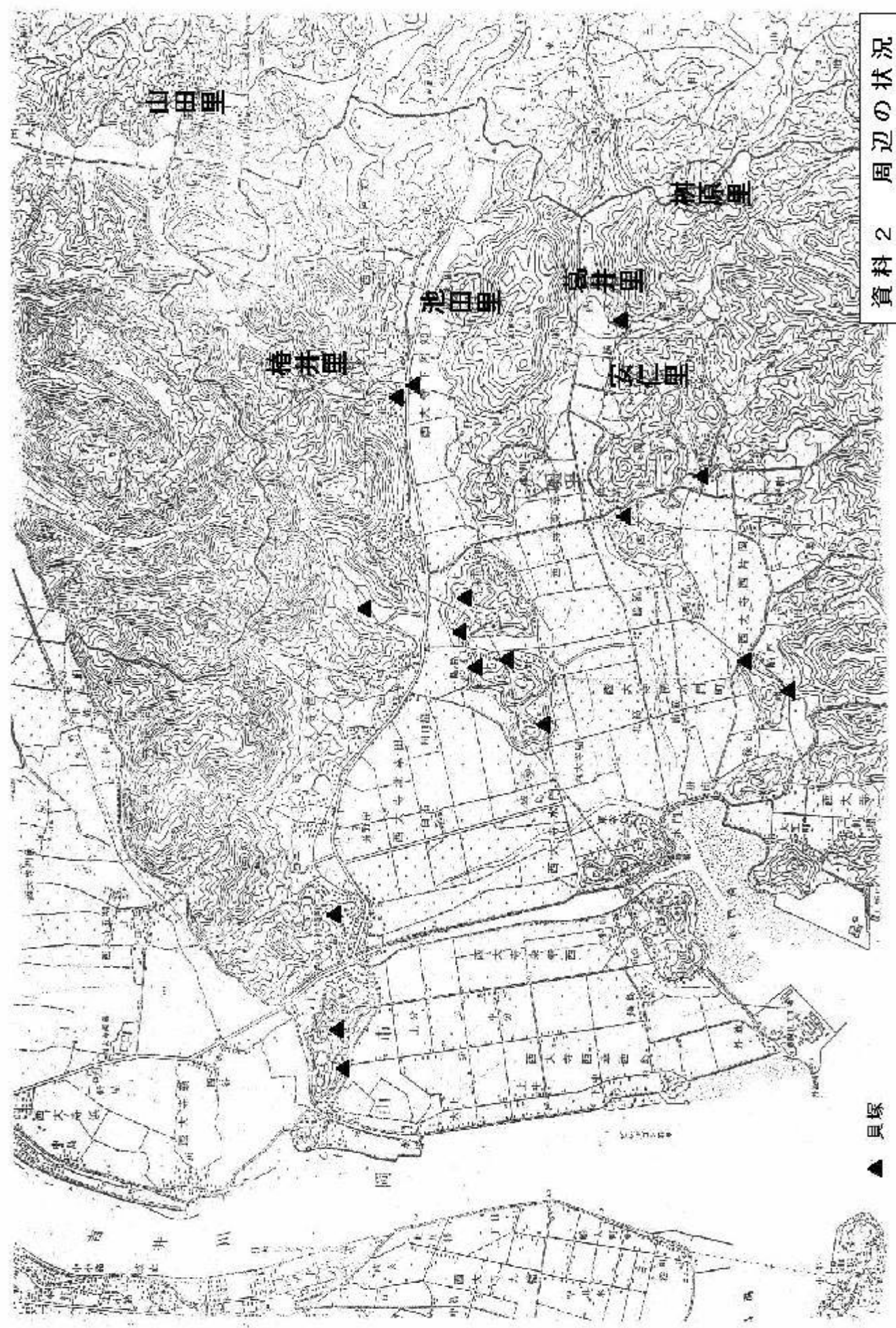
今回確認されたこれらの遺構が、鎌倉初期に当地方に勢力を持っていた開発領主(おそらく藤井氏一族)が荘園の荘官にまで生長していくための経済的基盤を獲得していた時期の遺構として高く評価できる。

また、これらの遺構の確認によってこの地域の中世史が文献資料のみの研究では追求しきれない多くの事柄を明らかにすることができた。

資料 1 西大寺一宮育苗公園遺跡



資料 2 周辺の状況



安仁神社文書



領家者吉田前中納言隆長是者肥前左衛門尉俊繼、奉行太郎左衛門尉邦光執筆、院宣奉行吉田春宮亮俊顯、六波羅奉行八門（美）玄蕃左衛門入道也。

和與狀 判奉行

六波羅御注進之和與狀本案也

關東奉行人、齊藤右近大夫

散位藤原朝臣基有

合奉行嶋田式部次郎源行

一番御手頭人武蔵守守時、赤橋衆中也

兩方和與狀仁對判了

和與

備前国鹿忍庄下司藤井孫次郎惟景今者死去子息惟政與同国豊原庄雜掌、相論大山・千手・藤井鵠浦等事。

右當論所者去正應永仁番、三問三答之訴陳及關東御注進被經御沙汰永仁年中雜掌預御下知畢、惟景又依申立覆勘。正安三四年可被進雜掌於關東之由、就被進御教書於六波羅殿、以度々御文被觸申、領家被立御使之間去年元享三十二年十月十日參向、關東可二明申一之旨雜掌就捧二請文及注進之御沙汰一畢、雖然以二和與之儀一四箇所内、藤井村四至東限柳口、煎田、濱、但除千手寺々領、南限清谷、長尾大道、西限庄戸江、但除野串山、鵠浦（東限松喰、南限途中、西限宮浦、北山峯道）於彼式箇所者一圓不輸避、給惟政畢、於残大山千手式箇所者、可為本所進止、將又於海上以下得分等。者各致二半分之二沙汰一成二水魚之思一、不レ可レ有二違越之儀一若有二此旨一致違亂之所見令出来者可被申行罪科者也、仍為向後龜鏡和與狀如件、

元亨四年四月十九日

藤原惟政（花押）